

経 済 産 業 省

20150713情局第1号

平成27年7月14日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成27年7月10日付け警察庁丙組組企発第161号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成27年7月10日付け外務省告示第239号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、シリアにおける邦人殺害事件やチュニジアにおけるテロ事件が発生するなど最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、貴会会員に対し一層の周知徹底されるようお願いいたします。

警察庁丙組組企発第 161 号
平成 27 年 7 月 10 日

経済産業省商務情報政策局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 61）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（平成 27 年 7 月 10 日付け外務省告示第 239 号）により資産凍結措置等の対象となる個人の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られてきたところであるが、シリアにおける邦人殺害事件やチュニジアにおけるテロ事件が発生するなど最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底されるようよろしくお取り計らい願いたい。

(別表)

次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

541. アーデル・ムハンマド・マフムード・アブドゥル・ハーリク(別名:(a)アーデル・モハメド・マフムード・アブドゥル・ハーリク(b)アーデル・モハメド・マフムード・アブドゥル・ハーレド)

ADIL MUHAMMAD MAHMUD ABD AL-KHALIQ (a.k.a.: (a)Adel Mohamed Mahmoud Abdul Khaliq (b)Adel Mohamed Mahmood Abdul Khaled)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1984年3月2日

出生地:バーレーン

国籍:バーレーン

旅券番号:バーレーン旅券 1632207

ID番号:不明

住所:不明

国連制裁委員会による指定日:2008年10月10日(2013年7月24日及び2015年6月26日に改訂)

その他の情報:アル・カーイダ(166. に指定した団体)及びリビア・イスラム闘争グループ(174. に指定した団体)のために行動し、これらの団体に資金、物資、後方支援を提供してきた。2007年1月、アラブ首長国連邦においてアル・カーイダ及びリビア・イスラム闘争グループに所属した容疑で逮捕された。2007年後半にアラブ首長国連邦において有罪判決を受けた後、2008年初めに残りの刑期を全うするためにバーレーンに移送された。同年に解放された後、少なくとも2012年まで、アル・カーイダのための資金調達に再び携わった。また、タリバーンのためにも資金調達を行った。